

さいたま市 桜区選挙管理委員会 告示番号	さいたま市桜区選挙管理委員会告示名	公布年月日
さいたま市 桜区選挙管理委員会 告示第5号	さいたま市桜区の投票区及びその区域の一部を変更する告示	令和4年5月12日

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第5号

平成15年7月25日さいたま市桜区選挙管理委員会告示第4号を次のとおり変更した。

令和4年5月12日

さいたま市桜区選挙管理委員会

委員長 土橋 貞夫

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変 更 後		変 更 前	
投票区	投票区の区域	投票区	投票区の区域
第1投票区	大字白楯 198 番地から 231 番地まで、大字白楯 232 番地 1、232 番地 10、233 番地 1、233 番地 5、233 番地 6 及び 234 番地 1、大字白楯 234 番地 4 から 234 番地 10 まで、大字白楯 235 番地 1、大字白楯 235 番地 5 から 235 番地 7 まで、 <u>大字白楯 235 番地 19 から 235 番地 22 まで、</u> <u>大字白楯 236 番地 1</u> 及び 236 番地 4、大字白楯 237 番地から 243 番地まで並びに大字白楯 261 番地から 1197 番地まで	第1投票区	大字白楯 198 番地から 231 番地まで、大字白楯 232 番地 1、232 番地 10、233 番地 1、233 番地 5、233 番地 6 及び 234 番地 1、大字白楯 234 番地 4 から 234 番地 10 まで、大字白楯 235 番地 1、大字白楯 235 番地 5 から 235 番地 7 まで、 <u>大字白楯 235 番地 19、</u> <u>236 番地 1</u> 及び 236 番地 4、大字白楯 237 番地から 243 番地まで並びに大字白楯 261 番地から 1197 番地まで

附 則

この告示は、公布の日から施行する。